

指名停止措置の概要

玉村町建設工事請負業者等指名停止措置要綱の第9条の規定により指名停止措置有資格者及び期間を公表する。

1. 指名停止措置対象業者

指名停止措置業者	所在地
① (有)八木設備	玉村町大字樋越 472-1
② 品川設備	玉村町大字上福島 588-2
③ (有)渡辺興業	玉村町大字上新田 1070-3
④ (株)大和家住宅機器	玉村町大字上茂木 123-3
⑤ (有)原野屋住宅総合設備	玉村町大字上之手 1507
⑥ 五常工業 (株)	玉村町大字樋越 124-3

2. 指名停止措置期間・対象区域

令和8年2月1日 から 令和8年3月31日 まで (2箇月間)

指名停止措置対象区域：群馬県佐波郡玉村町

3. 事実概要

町が一般競争入札で発注した板井地内配水管布設替工事(1工区)(0町債)において、開札前に価格調整が疑われる情報を確認したため、町が当該事業者6者に事情聴取を行った結果、1者が他の5者に自社が受注できるよう価格調整を依頼し、他の5者はこれを承諾した事実を認めた。

4. 指名停止措置事由

有資格業者である当該業者が、価格調整を行い競争を実質的に制限したことは、「玉村町建設工事請負業者等指名停止措置要綱」別表第2第5号(独占禁止法違反行為)に該当する。

<指名停止措置要綱別表第2第5号>

措置要件	期間
5 町発注工事等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から3箇月以上12箇月以内

5. 指名停止措置期間について

今回の事案については、5号適用の3箇月以上12箇月以内のうち、その停止期間の4箇月を用いたが、当該6者においては、事実を誠実に認め反省、謝罪を行い、再発防止について厳に行う事を約束していることから、「玉村町建設工事請負業者等指名停止措置要綱」第4条(指名停止期間の特例)第3項の規定により、指定停止期間を2分の1に短縮し2箇月とした。